

第2章

国民虹の連合（NARC）という経験

——ケニア第2代大統領モイの引退と政党機能の変容——

津田 みわ

はじめに

ケニアでは1960年代後半から90年代初頭にかけて、「ケニア・アフリカ人全国同盟」（Kenya African National Union：KANU）による事実上の一党制が続いた。とくに、第2代大統領モイ（Daniel arap Moi）の就任後は、1982年の憲法改正によって、憲法の上でも合法政党はKANU一党のみとなった。さらに、1991年の複数政党制への移行後も国会におけるKANU優位は続いた。KANU党首として大統領選挙に立候補したモイは再選を続け、1990年代を通じてモイ政権が存続したのである。

様相が変化したのは、2002年末の複数政党制移行後第3回となる総選挙の前後からであった。独立以来通算第9回のその総選挙では、第3代大統領としてキバキ（Mwai Kibaki）が就任し、このキバキに公認を与えた政党、「国民虹の連合」（National Rainbow Coalition：NARC）も国会議員選挙において過半数の議席を獲得して、独立後初めてKANUを与党の座から追い落とした。

ただし、この「快挙」により新たに与党となったNARCの事実上の瓦解は非常に早かった。次回総選挙を翌年に控えた2006年には、現職議員の死亡により空席となった国会議員の補欠選挙で公認候補を当選させることさえNARCにはできなくなっていた。2007年の大統領選挙で再選を目指したキバ

キは結局、新設の「拳国一致党」(Party of National Unity : PNU) という新党の公認を得る形で出馬した。

PNU を含む連立政権下にある2009年の時点からみれば、NARC は2002年の政権交代を達成するという機能だけに特化した時限的組織に終わったといってもよい。ところがその一方で、少なくとも結党時から政権交代時にかけて、新政党 NARC によって地域や民族を越えた大同団結の政治が実現されることへの選挙民の期待は絶大であり、政治エリートの側にも NARC を単なる選挙協力組織でなく政党としての実体を構築していくことに少なからぬ利益があった。また公式な国会党勢の議席数では、2002年の政権交代達成からの5年間、NARC は盤石な国会第一党であり続けた。

複数政党制への移行後10年を経たケニアで、当時なぜ NARC のような政党が誕生し、国会第一党となったのだろうか。その後の NARC の事実上の瓦解と形式上の延命は、どのような法制度を背景として発生したのだろうか。そして、この NARC という経験を経たことで、ケニアの政党政治はいかなる変容を遂げつつあるといえるだろうか——ケニア地域研究の立場からこれらの問いへの回答を探ることが本章の目的である。

一党制期のケニアにおける政党については、これまで優れた研究が積み上げられてきた。KANU 一党制のもとでの1980年代のケニアを「政党国家」と名付けたワイドナーと、1992年総選挙を包括的に分析したスロウプとホーンズビィがその頂点である (Widner [1992], Throup and Hornsby [1998])。複数政党制化後の1990年代については、ナソング、カニングによるいくつかの業績、およびスロウプとホーンズビィによって、競合的とはいえ KANU の優位が継続し、早期の政権交代が期待できなかった KANU 一党優位体制であったとの評価がほぼ確定している (Nasong'o [2005], Kanyinga [2006a; 2006b], Throup and Hornsby [1998])。

それらに比して、2002年のキバキ政権誕生以後の政党と政党政治についての先行研究はまだほとんどみられない。わずかな例外として、連合政治という視座から NARC を取り扱ったカディマとオウオール (Kadima and Owuor

[2006]があるが、キバキ政権成立直後の2年間(2004年まで)が主な分析対象となっており、NARCの包括的な評価は射程の外である。なお、筆者もケニアの離党規制関連法の成立とその形骸化という側面を指摘したことがある(津田[2005])が、記述の多くは2000年前後に関わるものであり、以後の変容については手つかずであった。政権交代をめぐる政治エリート間での激しい権力抗争と、政党の大規模な組み替えが起こったのは、むしろその2000年以後のことである。また、本章では触れることができないが、この変化は、2007年総選挙後に発生した大規模な暴力と2007年大統領選挙の「失敗」に直接結びついていくことになる(詳しくは、津田[2009])。NARC誕生以後のケニアを対象とした政党研究の意義はこれまで以上に高まっているといつてよい。

そこで本章では以下、まずはケニアにおける政党に関わる諸制度を概観しつつ、1960年代の独立期から1990年代の複数政党制復帰直後にかけての政党政治の流れを、離党規制の導入を中心に整理する(第1節)。次いで、第2代大統領モイの引退が決まる中で観察された、離党規制の形骸化をたどる(第2節)。その上で、NARCの結成と政権交代を振り返り(第3節)、NARCが事実上瓦解していく過程を跡づけ(第4節)、政党の組み替えが加速する中で国政において政党の果たす役割が限定されていった様子を浮き彫りにしたい(第5節)。この作業を通じ、政党をめぐる制度の上では、複数政党制移行後のモイ政権期とキバキ政権期が近似しているのとは裏腹に、モイの引退表明を画期として制度の運用面でいくつかの変化が起こり、それがケニアにおける政党政治の有り様に大きな変容をもたらしていったことが明らかにされるはずである。

第1節 地域政党の時代——分裂を繰り返す野党勢力——

ケニアは1963年の独立時には複数政党制国家として出発した。ただし、こ

の独立後の最初の複数政党制期は、KANU 党首で初代大統領でもあったケニヤッタ (Jomo Kenyatta) のもとに権力の一極集中が進む過程であり、政権交代の可能性が著しく低く抑えられた KANU 一党優位体制の時代であった。

当時、土地の再配分の方法、冷戦下での外交政策などをめぐって KANU にはケニヤッタを中心とする主流派と、副大統領オディング (Oginga Odinga) に率いられた少数急進派 (無償での土地再配分と東側諸国との同盟などを主張した) の先鋭な対立があった。KANU の内部抗争は結局、オディングからの KANU 離脱とケニア人民党 (Kenya People's Union : KPU) という新党の結成に帰結した。

この状況下で KANU の優位を確立する主要な制度として導入されたのが、離党規制だった⁽¹⁾。導入の過程では、国政選挙時に公認を受けた政党の党籍を変更・喪失した議員に議席を喪失させるための憲法改正が用意されただけでなく、無所属の立候補禁止など、選挙制度の段階的改変が組み合わされた。ケニアの離党規制は、単に野党勢力を弾圧するだけでなく、KANU 内部での意見の相違に対しても党首のケニヤッタを中心とする主流派が容易に反対勢力を弾圧できるよう、周到に編み上げられたものであった。

1966年4月、選挙時に所属していた政党の党籍を喪失した議員は議席を喪失するとして憲法改正案が国会に提出された。国会党勢における KANU 側の圧倒的優位を背景に法案は即日採択され、直ちに大統領の承認を受けて憲法改正が成立した。離党規制の緊急導入によりオディングら KPU メンバーの議席は剥奪された。こうして1969年以降のケニアでは、憲法上は複数政党制の枠組みが維持されたまま、国会の全議員が KANU 議員という事実上の一党制が続くことになる。

一方1968年には、イギリス植民地統治期の制度を下敷きにした「結社法」(The Societies Act) (Republic of Kenya [1970]) が定められた。以後ケニアの政党はこの「結社法」で定められることになった⁽²⁾。「結社法」のもとでは、担当大臣が結社承認担当官 (Registrar of Societies) を任命し、同担当官が結社承認の任に当たってきた。同法は政党だけでなく労働組合、協同組合、学

校、銀行などあらゆる結社に適用されるとされ、結社承認担当官発行の承認証明書のない団体は非合法団体とみなされた⁽³⁾。離党規制の導入によりケニアでは1970年代以降は全ての国政選挙において立候補者が政党の公認を得ることが義務づけられたが、結社法時代は、結社登録申請を受理された団体のみが政党として公認を付すことができた。

「政党」に関するサルトーリの定義——選挙を通じて候補者を公職につけさせることができる集団——に照らしたとき、ケニアではこの結社登録申請を受理された団体だけが史的に政党たりえてきたことになる(サルトーリ [2000: 111])。本章でも、この①結社登録申請を受理され、②国政選挙⁽⁴⁾で候補を擁立した団体を、政党と呼ぶことにしよう。

さて、党籍変更によって議席を喪失するという離党規制の仕組みが、再び弾圧装置としてさかんに利用され始めたのは、ケニヤッタの死亡によって第2代大統領にモイが就任(1978年)したことで始まったモイ政権の前半期であった。

ワイドナーが示したように、ケニアはモイの大統領就任後、国会に対するKANUの優越、KANU青年団などによる警察治安機能の補完、大統領と大統領府への権力一極集中、KANUと大統領府の一体化を骨子とする「政党国家」へと変質した(Widner [1992: 1-5])。とくに重要な制度変更が上でみた1982年の憲法改正によるKANU一党制への移行だった。これにKANU除名処分の乱用が加わり、KANU議員は、たとえ閣僚であっても、中央の方針に反対すればKANUを除名され、離党規制により議席を喪失した。1980年代のケニアでは、「政党」は「KANU」と同義となり、1966年導入の離党規制の枠組みは継承されつつ、さらに、政治参加できる政党はKANUのみとなって、KANUの党籍喪失がすなわち議席の喪失を意味することになったのであった。

ただしKANU一党制は、1990年前後に国内外からの民主化圧力が高まる中で廃止された。この複数政党制への移行に伴って、大統領の三選禁止が導入され、また大統領選挙での当選要件にいわゆる5州25%ルール——最多得

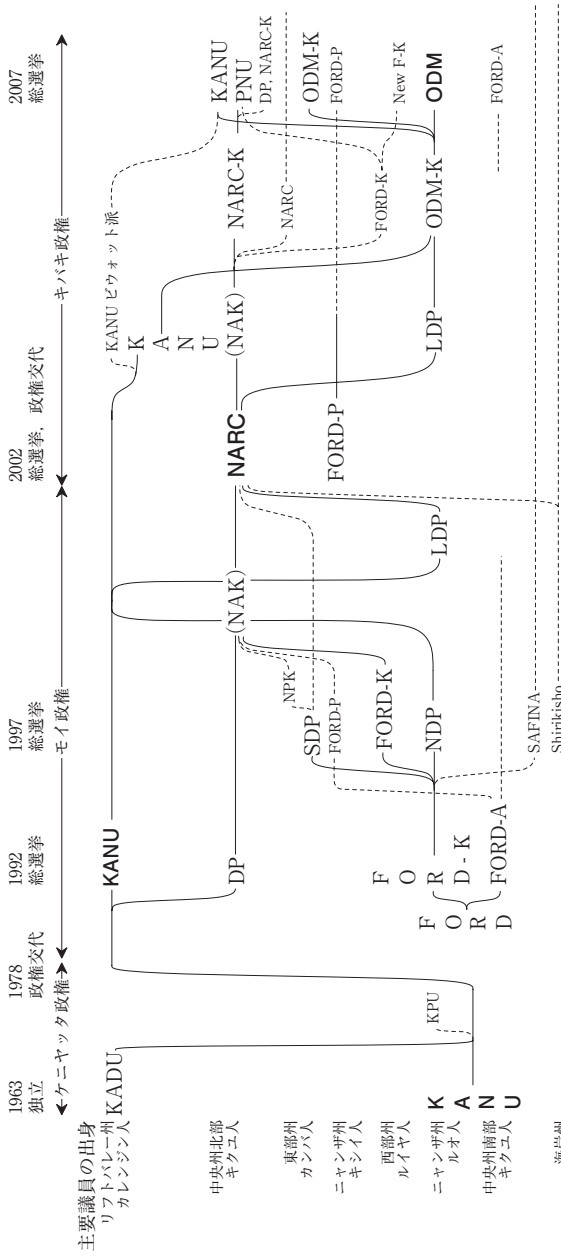
票であるだけでなく、ケニアを構成する8州のうち5州以上で25%以上得票することが求められる——が追加された。この2つのルール変更は、それから10年弱を経た2000年前後からきわめて大きなインパクトをケニアの政党政治に及ぼすことになるが、それは次節に譲ろう。

1990年代の間、KANUは、閣僚を含め複数の議員に離党を許したものの、主流派の結束を維持することには成功し、党の分裂を回避し続けた。一方で新設の野党側はこの時期、分裂を繰り返して勢力を落としていった(図1参照)。KANUの一部が離党して結成したのがDP(Democratic Party of Kenya)だった。DPは富裕なビジネスマンや富農に基盤をおいたが、党首で1992年大統領選挙に出馬したキバキ(現大統領のキバキである)をはじめ、幹部が中央州北部とその周辺出身のキクユ人(および近縁のエンプ人・メル人。以下同)で占められており、地域政党という性格も色濃く有していた。

一方、複数政党制復帰を求める民主化運動を母体として結成され、幅広い地盤を持つ野党も当初は存在した。民主主義復興フォーラム(Forum for Restoration of Democracy: FORD)である。FORDはモイの地元や辺境地域を除けば全国に勢力を広げる潜在力をもった組織であったが、結党から程なくして大統領選挙の公認候補の絞り込みに失敗、民主主義復興フォーラム-ケニア(Forum for Restoration of Democracy- Kenya: FORD ケニア)と民主主義復興フォーラム-アシリ(Forum for the Restoration of Democracy- Asili: FORD アシリ。アシリはスワヒリ語で元祖の意)という2つの政党に分裂してしまう。FORDケニアの幹部には、大統領候補を初めとしてケニア西南部のニャンザ州・西部州出身のルオ人、ルイヤ人が多く、一方FORDアシリの幹部は中央州南部出身のキクユ人で占められており、いずれも幹部の地域的偏りから自由たり得なかった。

複数政党制移行後初となる1992年総選挙はこうして、3つの新設の地域政党が与党KANUと戦う図式になった。民主化要求という点では意見の一致をみていた野党側勢力であったが、分裂のために票を散らし、4割程度しか得票のなかったモイが再選を果たす一方、KANUも単独で国会過半の112議

図1 ケニア歴代国会における党勢の変遷 (1963~2008年)



(出所) 津田 [1998, 2002], および Daily Nation 各号より筆者作成。

(凡例) : 政党の分裂と統合

KADU: 政党の略称 (国会議席10以上。動向を——で示した。各総選挙期間については、政治集会への出席実績などから筆者が推計した)
 KPU: その他政党の略称 (国会議席10未満。動向を---で示した)

ODM: 国会第一党

(注) 政党の略称については、付表3を参照。

表1 第7～10次国会（1992～2008年）党別議席数¹⁾

第7次 (1992年12月～)		第8次 ²⁾ (1997年12月～)		第9次 (2002年12月～)		第10次 (2007年12月～)	
KANU	112	KANU	113	NARC	133	ODM	105
FORD-A	31	DP	41	KANU	68	PNU	46
FORD-K	31	NDP	22	FORD-P	15	ODM-K	18
DP	23	FORD-K	18	SAFINA	2	KANU	15
KNC	1	SDP	16	SKS	2	SAFINA	5
KSC	1	SAFINA	6	FORD-A	1	NARC-K	4
PICK	1	FORD-P	3	Shirikisho	1	FORD-P	3
合計	200	FORD-A	1	合計	222	NARC	3
		KSC	1			CCU	2
		Shirikisho	1			DP	2
		合計	222			New F-K	2
						PICK	2
						SKS	2
						FORD-A	1
						FORD-K	1
						KADDU	1
						KADU-A	1
						KENDA	1
						MGPK	1
						NLP	1
						PDP	1
						PPK	1
						UDM	1
						空席 ³⁾	3
						合計	222

(出所) NEMU [1993: Appendices], Rutten et al. eds. [2001: Table A2.2], Throup and Hornsby [1998: 443 (Table 10.2)], Daily Nation, Standard 各号, およびケニア選挙管理委員会ウェブサイト "Parliamentary Results: Parliamentary Seats Won" (<http://www.eck.or.ke/elections2007>) より筆者作成。

(凡例) 政党名の略称については本章の付表3を参照。

- (注) 1) 包括的な法制度改革を決めた1997年9月の超党派国会議員団 (The Inter-Parties Parliamentary Group: IPPG) 合意により, 第8次国会以後 (1997年国会議員選挙以後) は, 大統領指名議員の議席が国会議員選挙での各党の獲得議席割合に応じて配分されている。第8次国会での配分は, KANU 6, DP 2, NDP, FORD-K, SDP, SAFINA が各1。第9次国会では, NARC 7, KANU 4, FORD-P 1。第10次国会では, ODM 6, PNU 3, ODM-K 2, KANU 1。
- 2) 国会議員の選挙区が細分化され, 1997年国会議員選挙以後の選挙区数は22増の210となった。大統領指名議員数12に変更はなし。
- 3) 3選挙区で国会議員選挙開票作業等に問題があったとして, ケニア選挙管理委員会が選挙やりなおしを決定した。キルゴリス選挙区 (Kilgoris) とワジール・ノース選挙区 (Wajir North) では補欠選挙により2008年6月11日に PNU と ODM が各1議席獲得, カムクンジ選挙区 (Kamukunji) では2007年選挙での得票の再集計により2008年8月11日に PNU が1議席獲得した。

席を獲得した(表1)。

複数政党制に復帰して2回目となった1997年の総選挙でも、図1にあるように、野党の分裂にさらに拍車がかかった。FORD ケニアはオディングの死亡をきっかけとして、東部州とニャンザ州出身の国会議員を中心とした社会民主党 (Social Democratic Party : SDP)、オディングの息子ライラ・オディング (Raila Odinga) を中心とした国家開発党 (National Development Party : NDP)、ニャンザ州出身のキシイ人国会議員が主導した FORD ピープル (Forum for the Restoration of Democracy for the People)、その他サフィナ (SAFINA。スワヒリ語でノアの方舟の意) などへと文字通り四分五裂し、FORD ケニア党首には西部州出身のワマルワ (Michael Wamalwa) が就任した。結局、DP、FORD ケニアら野党側は1~41議席をそれぞれ獲得してあわせれば国会約4割と健闘したが、KANUの獲得議席は単独で113となり(国会222議席の51%)、再び政権交代は成らなかった(表1)。得票数は再び4割と低迷したものの、モイもやはり再選に成功した。1990年代を通じてKANUの一党優位体制はまだ崩れていなかった。

1990年代はまた、「補欠選挙の時代」でもあった⁵⁾。この時代にはKANUの多数派工作によって野党を離党する議員が続出したが、離党規制に従って議席を喪失し、KANUの公認を受けて補欠選挙に出馬した。1992年総選挙後から1997年総選挙直前にかけて、離党による国会議員の補欠選挙はのべ15回行われ、結果としてKANUは14議席の増加に成功したのだった。

第2節 アンブレラ政党の模索

——モイの引退と離党規制の形骸化——

このKANUの一党優位体制を終わらせる最大の要因となったのが、前節で触れた大統領の三選禁止だった。いまみたように、モイは1990年代の大統領選挙で連続して2回当選した。このため、2002末に開催予定だった大統領

選挙へのモイの立候補資格が失われたのである。モイは、次回大統領選挙までまだ間があった1999年の段階で引退表明を行い、その後も立場を翻すことはなかった。2002年の大統領交替必須という状況のなかで、1997年総選挙終了以降、政界再編の動きはこれまでになく活発化した。

モイが引退を表明してからの時期における与野党の構成であるが、まずは1997年総選挙の結果与党となったKANUがあった。委員長はモイであり、まだ党に分裂の兆しはなく、前述のとおり国会222議席中113議席と過半(51%)の勢力を有していた。第二党はDP(41議席)であった。1992~97年まで野党第一党だったFORDケニアは前節でみた分裂によって1997年選挙では議席を18に減らして第四党に転落していた。党首はワマルワのままであった。FORDケニア分派の一つSDPは、大統領選挙への公認候補に女性のンギル(Charity Ngilu)を擁し、16議席で第五党に食い込んでいた。また、FORDケニアを離党したライラ・オディンガが率いた新党のNDPは22議席を獲得し、国会第三党に躍進していた(表1)。

モイの引退表明までのケニアの政党政治を特徴付けたのが、野党側の分裂だったのに対し、モイの引退表明後の特徴は一言で言えば、政党の合併と選挙協力であった。その結果が巨大なアンブレラ政党、NARCの誕生であった。まず当時の与党側だったKANUとNDPの動きを見てみよう。

ライラ・オディンガは1997年の総選挙までは、父オディンガの路線を継承し、徹底した民主化運動家としてモイ政権に対抗する姿勢を貫いていた。幾度も逮捕・拘留された経験をもっており、反モイ勢力の代表的な運動家の一人として活動を続けていた。しかし、総選挙が終わると、ライラ・オディンガは突如として路線を転換し、国会での討論や法案の採決に際して与党KANUの主流派と足並みを揃える「協力体制」を敷き始めた。

2000年暮れ頃からは、モイもこの体制の強化を目論んで、NDP議員のKANUへの移籍を盛んに呼びかけるようになった。モイの側では2001年新年あけの交渉成立を目指していたようであるが、NDP側の見返り要求として出された閣僚ポストなどの配分には応じられないとして、この年の交渉は

いったん決裂している。しかし、2001年6月の内閣改造において、モイは、野党であるNDPの党首ライラ・オディング以下4名を閣僚に抜擢した。

ケニア憲法の規定では、閣僚は国会議員の中から大統領が任免する。その際、大統領に公認を与えた政党（独立以来このときまでは一貫してその政党はKANUであった）に属する国会議員から任命する必要はない。しかし、そのときまでの歴代閣僚は、全員がKANU議員であり、野党からの任命はこれが史上初であった（津田 [1991, 2002]）。NDPからの閣僚登用は、KANUの古参議員にとってはポスト減を意味し、KANU内に不満分子を増やす働きをした。しかしモイにとってこの内閣改造は、自らの眼鏡にかなった「大統領後継」を、目前に迫った2002年大統領選挙で当選させるべくとられた、多数派工作だったとみてよい（津田 [2007b: 99-100]）。1999年3月の段階ですでに次回大統領選挙には出馬せずとして引退の意向を表明していたモイは、ウフル・ケニヤッタ（Uhuru Kenyatta。初代大統領ケニヤッタの実子。中央州出身、キクユ人）という事実上の新人を後継の大統領に据えようと動いており、そのための国会内多数派工作も佳境に入っていた（第3節で詳述する）。

オディング父子の地盤であるニャンザ州はケニア第3の都市キスムを抱えており、ケニアでは政治的に貴重な人口稠密地帯の一つである。しかも1990年代の選挙結果からみて、ライラ・オディング率いるNDPのニャンザ州における集票能力は他を圧していた。この閣僚登用により、5州25%ルールを満たすべくいままで人口過疎な辺境地帯の票を集めて大統領選挙での当選を果たしてきたモイは、得難い大票田を味方につけたことになった。結局NDPは2002年3月に正式にKANUに合併し、ライラ・オディングにはKANU全国書記長のポストが与えられた。

そしてこの時期、離党規制の制度が運用面で形骸化する事態が発生した。ある野党党首が離党規制を公然と無視する方策に打って出たのである。実行したのは、当時国会の第五党だったSDP党首のンギルであった。SDPは、2002年選挙にまだ間がある2001年前半の段階で事実上の分裂に陥った。2001年6月、ンギルは新政党としてケニア国民党（National Party of Kenya : NPK）

の結成を発表し、同政党の党首に就任する計画を明らかにした。ただし結社承認局に届け出られたNPK党首以下の執行委員のリストにはンギルの名はなく、ンギルの近い友人たちの名が記されていた (*Daily Nation*, 24 June 2001)。そして、2001年6月、ンギルは記者会見において、NPKの正式な発足を発表する一方で、自分は他の3名の現職SDP国会議員とともに「2002年総選挙まではSDPに手続的残存を続ける」(technically remains)と述べたのである (*Daily Nation*, 25 June 2001)。

「手続的残存」とは、具体的には、国会議員選挙での当選時に公認を得た政党から実質的に離脱しているにもかかわらず、議席を保持するために、国会議長に所属政党からの党籍離脱を届け出ないことで離党規制の対象になる事態を避ける行動であった。NPKは、2001年11月に現職議員死亡のため行われた東部州の国会議員補欠選挙に独自候補を擁立(3位で落選した)するなど政党活動を実質的にを行い、ンギルも数々の集会にNPKの暫定党首を名乗って公然と参加したが、ついに議席を喪失することはなかった。

議席喪失を宣言する任に当たる国会議長は、KANU単独で過半数を占めていた第8次国会において互選で選ばれたKANU寄りの人物であった。ンギルらSDP/NPK議員の議席喪失宣言は、NDP議員についても合併が成立しKANU入りした際には議席を喪失させ(補欠選挙にかけ)るべきとの議論を呼び起こす恐れが当然あった。NDPとKANUの合併が射程内に入っていたこの時期、国会議長が議席喪失の宣言から距離を取ったのは偶然ではなかろう。なお、SDP執行部も政治局体制の是非、後継の党首の選定をめぐる、残るSDP黨員間の混乱收拾に追われており、ンギルらの行動を放置した。「手続的残存」は奏功し、ンギルたちは見事に議席の維持に成功した。

上述のように、結局NDPは2002年3月に正式にKANUに合併し、ライラ・オディングにはKANU全国書記長のポストが与えられた。KANUに合併し、NDPが解散したのちも、ライラ・オディングを始め元NDP議員は一人も議席を失うことがなかった。

こうして、離党規制には、制度自体の変更によってではなく、制度の運用

が変わることで、「党籍変更」可能枠が実質的に成立した。国政選挙時に公認を受けた政党を離党した議員から厳格に議席を奪ってきた離党規制が形骸化したのである。同時期の与党 KANU では他にも、内部批判を繰り返した結果2000年12月に一斉に KANU 党員としての活動停止処分を受けたものの、「手続的残存」によって2002年総選挙まで議席を維持する議員が出るに至った⁶⁾。三選禁止条項によるモイの引退決意と NDP の吸収合併という多数派工作の中で、離党規制に実質的な「党籍変更」可能枠ができた。このことは、所属政党に公然と反旗を翻す議員を、KANU、野党の各勢力がともにその内部に抱え続ける事態を呼んだ。国会議員の公式の所属政党名は、急速にその意味を失っていった。

その一方で、複数政党制回復時に大統領選挙に5州25%ルールが付加されたことで、大統領候補を当選させるためには可能な限り大規模な選挙協力がますます必要となりつつあった。選挙協力を模索する過程で実質的にいかに党籍変更しようとも、そのために議席を喪失することはもはやなくなっていた。所属政党名の形骸化、そして必要性を増す大規模選挙協力——2002年10月の NARC 結成前夜のケニアでは、このような状態が現出していたのである。

第3節 政権交代の成立—— KANU 瓦解と NARC 結成——

NDP と KANU の合併は、モイ側にとっては多数派工作だったとみられるが、KANU の全国執行委員ポストや政府閣僚のポスト再配分において、数名の古参の KANU 議員が降格され、合併の犠牲になった。これが KANU 分裂の布石となった。そして、2002年8月にモイが当時弱冠40歳のウフルを大統領後継に選んだことが分裂の直接の要因となった。

モイのこの選択に対し、KANU 内部の離反は早かった。分裂の動きは、まず、党公認の大統領候補を決定する KANU 党大会において拍手による承認でなく秘密投票を求める運動としてあらわれた。その運動を率いたのが、

合併により KANU 内部に入り込んだばかりだった元 NDP 党首ライラ・オディングだった。NDP との合併で要職を追われたばかりだった前 KANU 書記長、国務大臣、大統領府副大臣なども、運動の反ウフルの主旨には賛同して参加した。運動は拡大し、メンバーたちは「虹の連合」(Rainbow Coalition) と自称しはじめた。

「虹の連合」による主張の内容は党規約に沿ったものであり、かつ党内部の意思決定が民主的に行われるべきとした穏当なものであった。また、党首交代を射程に入れた KANU 中央執行委員選挙の開催要求や、ウフルに替わる大統領候補擁立などはなされなかった。しかしモイは、「虹の連合」メンバーの降格を断行し、2002年8月に環境大臣(前 KANU 書記長)、大統領府副大臣、副大統領兼内務大臣を罷免し、9月には観光情報副大臣、農業副大臣、NDP から登用したばかりの外務副大臣を次々と罷免した。これに対し、罷免を免れた「虹の連合」中枢のライラ・オディングも、「虹の連合」の政党改組——すなわち KANU からの分裂——を考慮中だとの談話を9月後半に発表した。8月の「後継指名」を境に、KANU はウフルを後継に推すモイ派とそれに難色を示す「虹の連合」の2派による分裂への坂道を一気に転げ落ちていくことになった。

一方野党側でも同時期に大きな動きがあった。2002年7月、DP のキバキ、FORD ケニアのワマルワ、NPK に事実上移籍していたンギルが、次回総選挙では選挙協力組織を作り、大統領選挙でキバキを統一候補に擁立すると発表したのである(図1参照)。この選挙協力組織は、ンギルの NPK の政党名称を、ケニア全国連合(National Alliance of Kenya : NAK)に変更するという形でとりあえず政党登録を済ませた。

KANU 側では、党の分裂を阻止するべく、党大会の開催に向けての話し合いが続けられたが、合意が成立しない状態が続いた。党大会の延期が続かなかで、10月半ばにはついに、まだ閣僚職にあったライラ・オディングら「虹の連合」の中核4名が、閣僚職と KANU 全国執行委員職をそれぞれ辞任し、KANU の分裂が決定的なものになった。2002年10月14日、KANU 党大

会が開催されたが、「虹の連合」メンバーはこれを欠席し、対立候補のないままウフルが拍手によってKANUの大統領選挙公認候補に選出された。

同じ2002年10月14日、ナイロビでは「虹の連合」とNAKを含む野党各党が合同で集会を開催した。席上、NAKらは、より大きな選挙協力組織であるNARCの結成を発表し、大統領選挙と国会議員選挙に統一候補をたてると宣言した。KANUにとって最大の打撃となる、ケニア史上初の大規模な選挙協力組織の成立であった。集会ではまた、「虹の連合」が自由民主党 (Liberal Democratic Party : LDP) として将来の政党化を視野に入れたと発表された⁽⁷⁾。さらにライラ・オディングは、自らも有力なNARCの統一大統領候補だったにもかかわらず、集会での演説の中で「キバキで充分」(Kibaki to-sha) と述べて大統領選挙への立候補見合わせを公言し、以後、NARCの統一の大統領候補は、キバキとなった。NARCは程なく、名称変更により登録を済ませたばかりだったNAKの名称を再び変更することで政党登録を済ませた。

このキバキらの選択の背景には、ケニアの法制度の枠組みにおいては、連立政権に関する明示的な規定がなく、単に国会の最大勢力となった政党が与党となり、その他の政党が野党になるとの設定が存在するのみだったことがあるといえる。キバキを始めとするNARC統一候補がそれぞれの所属するDP、LDPなどの公認を受けて当選を果たした場合の、選挙後の政権運営に関しては不透明さが払拭できなかった⁽⁸⁾。この時点では、野党からの閣僚登用はモイが2001年6月に行ったNDPからの4名登用のただ一度であったことも指摘しておくべきだろう。

この時期、離党規制は既に形骸化していたが、なお政党への所属を国政参加の前提条件におくという機能については果たしていた。1党のみでは政権交代の可能性が低く、連立政権の成立と運営にも不透明さがつきまっていたこの時期のケニアで、キバキらが採用したのがこの、NARCを政党登録し、全員がNARC公認を受ける形で総選挙に立候補するとの方式であった⁽⁹⁾。

こうした結成の経緯に象徴されるように、NARCは単独の組織としての実

体に欠けた選挙協力組織であり、DP, LDP, FORD ケニア, NPK など傘下の各政党が選挙で統一候補を立てるためのアンブレラ政党にすぎないものであった。結社法にあるように、政党登録には党規約、メンバーシップなどの提出が必要であり、文書上では NARC には最高決定機関として NARC 評議会 (NARC Council) がおかれ、同評議会が承認した政党や組織のみが NARC メンバーになれるなどとされている (Kadima and Owuor [2006: 247-249])。しかし、後にみるように、実際には NARC 評議会はおろかメンバー政党の党首のみによる会合すらほとんど開かれることはなかった。LDP についてはとくに、ウフル後継を嫌って KANU を離党した非 NDP 系のグループと、ライラ・オディンガ他の元 NDP の 2 系統から成っていた「虹の連合」をそのまま政党として登録した組織であり、KANU に残留した場合のポスト配分への不満以外に共通項を持たない、同床異夢の集団にすぎなかった。

とはいえ、キバキが大統領選挙で当选した場合、当時の憲法の下では閣僚など重要なポストの任免が単なる相乗り候補に過ぎないキバキに一任されることになる¹⁰⁰。そこで強大な大統領権限の恣意的な行使を阻止すべく行われたのが、政権交代達成後の政権運営についてメンバー政党間の合意事項を記した「覚書」(Memorandum of Understanding : MOU) の作成であった。「覚書」作成は、弁護士立ち会いの上で、キバキ、ライラ・オディンガ、ワマルワ、ンギルらが署名するという厳密な手続がとられた (*Daily Nation*, 23 October 2002)。覚書に書かれていたのは、端的に言えば、政権交代後のポスト配分の約束であった。NARC が与党の座に着いた暁には、まずは主翼の 2 派 (NAK と LDP) で閣僚職を等分し、次いでキバキ政権成立後 100 日以内に大統領権限の縮小のための新憲法を制定し、執行権限を有する首相職ほかを新設して傘下政党の党首を中心にそれらポストを配分することなどが明記された (津田 [2007b])。

NARC は、結成集会の成功のいきおいをそのまま維持し、わずかに FORD ピーブルが脱退したものの、選挙協力組織としての統一を保った。KANU 残存勢力対 NARC の一騎打ちの構図となるなかで、2002年12月、ケニア第

9回総選挙の投票が行われた。この総選挙の結果、独立以来つねに与党の座にあったKANUは国会の3割の議席(64)しか獲得することができず第二党に転落し、代わってNARCが133議席(国会全議席数は222)を獲得して第一党になったのであった(表1)。また同時に、モイの後継指名を受けたKANUの大統領選挙公認候補ウフルを破って、NARCの公認候補キバキが大統領に当選した。大規模な選挙協力により、ついにKANU以外の公認を受けた候補が大統領選挙で当選し、ケニアでついに選挙による政権交代が起こったのであった。

第4節 瓦解——キバキ政権の統治とNARC——

NARCは党のメンバーシップを政党その他団体に限定しており、その実態は傘下の諸政党、諸派閥の寄り合い所帯に過ぎず、組織としてのわずかなより所が「覚書」であった。ところが、覚書によって大規模な選挙協力を可能にして政権交代を果たすという、このいわばNARC方式は、いったん政権が成立してしまうと単なる相乗り候補だったはずの大統領に対して他の選挙協力のパートナーが行使できるチェック機能が存在しないという構造的な問題を持っていた。発足したキバキ政権下では、その「覚書」に記された事前の約束がことごとく反古にされていった。

まず、組閣人事を決定するために開催する旨を「覚書」に明記されていた「NARCサミット」であるが、開かれないうちに2003年1月初めにはキバキによる組閣が行われてしまった。これに先立つ総選挙直前にキバキが交通事故に巻き込まれて負傷し(2002年12月3日)、治療のために渡英したうえ帰国後も後遺症により長らく病床にあったこと、またワマルワも病気治療のため同じ2002年12月からしばらく渡英して入院していたことなどが「非開催」の背景としてあるが、両者が退院し帰国した後の2003年2月になっても「NARCサミット」は繰り返し延期され、3月半ばの時点でも一度も開かれていない

状態であった (*Daily Nation*, 18 December 2003)。

しかも、組閣人事では、「覚書」に明記されたはずの「NAK と LDP の比率を50対50とする」との約束も守られなかった。LDP 系閣僚が NAK 系の閣僚より少なく、さらに、キバキの率いる DP 出身の閣僚の人数が明らかに多かった。DP 出身の議員は明らかなもので24人にすぎず、国会全222議席の10%強を占めるのみだった。にもかかわらずキバキは、DP 出身議員を財務大臣、憲法見直し問題を担当するためとして新設した司法・憲法問題担当省の大臣（以下、司法大臣）、治安担当国务大臣、自治大臣など重要度の高いポストに配置した。DP 出身議員は全閣僚の29%（48ポスト中14ポスト）、大臣ポストに至っては全体の3分の1弱（25ポスト中8ポスト）を占めたのである。おそれられていた、強大な大統領権限の恣意的な行使はこうして、キバキ政権発足の直後から観察されたのだった（津田 [2007b]）。

「覚書」での約束が果たされない中、NARC の事実上の瓦解はすぐに始まり、早くも2003年前半には表面化した。NARC 国会議員団会合で、LDP 系議員の側から「覚書」が遵守されていないとする不満の声が上がり、このままでは国会での法案採決で野党 KANU と共同歩調をとるなどの発言がなされたのは、第9次国会成立から間もない2003年3月のことであった。

「覚書」実施の前提となる新憲法制定についても、キバキ政権誕生後の歩みは遅かった。司法大臣として登用された DP 出身の議員ムルンギ (Kiraitu Murungi) は、政権発足からわずか2ヶ月後の2003年の2月の段階で「政府は100日以内に新憲法を制定するとは約束していない、新憲法制定は6月までに行う」などと述べて「覚書」を遵守しないことを公言してはばからず、憲法見直しプロセスを遅延させることを宣言した。

2003年3月に憲法見直し問題に関する国会選抜委員会において新委員長の高互選が行われた際には、SAFINA の議員が現職委員長だったライラ・オディンガの対抗馬として立候補した。SAFINA はキバキの権力縮小をよしとせず新憲法制定を回避しようとする側——以下、「抵抗勢力」と呼ぶ⁽¹⁾——に与しており、その SAFINA 議員は新憲法制定に前向きだったライラ・オディ

ンガとは路線的にも対立する人物であった。ところが、互選の際、同委員会のNARC議員の一部は同じNARC議員のライラ・オディングでなく、対抗馬だったそのSAFINA議員の支持にまわり、結局そのSAFINA議員が現職委員長だったライラ・オディングを破って当選するという事態が発生した。委員の一人だった上述の司法大臣ムルンギ (NARC) もSAFINA議員の支持に回った1人だったが、2003年4月にこのことを問題とされると、「ライラ・オディングを信頼していなかったから」と説明し、その発言自体が物議を醸した。

新憲法のドラフトを検討するための当時の最高決定機関だった国民憲法会議は、2003年4月になってやっと開始されたが、その時点で「覚書」で約束された「政権奪取後100日以内」の期限はすでに過ぎていた。しかも国民憲法会議が開催されてみると、大統領の権限をどの程度首相に移譲するか、どう首相を選定するかなどを中心に紛糾し、NAK系議員が大統領権限の縮小に対してあからさまに難色を示すなど、会議はきわめて難航した。さらに8月の国民憲法会議再開の直後に副大統領ワマルワが病死したため、キバキが同会議をしばらく休会すると決定、憲法見直しプロセスはさらに遅れることになった。

こうしてキバキの権力縮小をよしとしない勢力は、新憲法制定を回避しようとする「抵抗勢力」に早期のうちに転化し、「覚書」履行を求めるLDPらと深刻な対立関係に陥っていった。結局、キバキ政権の誕生後に「覚書」で約束した通りのポストを得たのは、大統領に当選したキバキと副大統領に任命されたワマルワの2名のみ、いずれもNAK系という状態が何ヶ月にもわたって続く事態となった。「覚書」上の首相、副首相などのポストは現行憲法には存在しなかったため、ライラ・オディングら「覚書」において執政府の要のポストが約束されていた他の「NARC サミット」のメンバーたちは、閣僚職に任命されるにとどまった。

さらに、LDPといっても一枚岩ではなく、KANUを離党して加わった非NDP系のグループが「抵抗勢力」の立場を取り始めた。そもそもこれら非

NDP系のKANU離党組は、基本的に憲法見直し問題については「抵抗勢力」としての履歴を有していた。たとえばキバキは、病死した副大統領ワマルワの後任として、同じFORDケニア系議員でもなく、他のNAK系政党であるDP、NPK系の議員でもなく、非NDP系のKANU離党組であるアウォリ(Moody Awori)というLDP系の人物を任命した。アウォリがワマルワと同じ西部州出身のルイヤ人議員である点が重視されただけでなく、憲法見直しに消極的な姿勢を鮮明にしつつあったキバキらNAK側と、「抵抗勢力」の過去を持つ非NDP系のKANU離党組との距離の近さも重要であったとみてよい。閣僚の地位を得ていたLDP系議員10名のうち、アウォリ、キルワ(Kipruto Kirwa)、サイトティ(George Saitoti)の非NDP系のKANU離党組3名は、この頃から明らかにNAK側と歩調を合わせるようになった。NARCの構成要素のうち、NAKと一部のLDP系(非NDP系のKANU離党組)議員は、大統領権限の縮小という民主化の進展圧力に抗う「抵抗勢力」という立場を露わにしていったのだった。

一方、「覚書」で首相職を約束されていたライラ・オディングを擁するLDP系の主流派(NDP系のKANU離党組)は、キバキ政権の覚書不履行に鋭く反発し、大きすぎる大統領権力の縮小を求める「改革派」の立場を固めていった。その頃KANUも、ウフルのKANU全国委員長就任をめぐって内部分裂状態になっていたが、その中でウフルを中心とする主流派が、憲法見直し問題についてLDP系議員と歩調を合わせるようになっていった。

こうしてキバキ政権発足後は、一方に強大大統領権限を温存したい(そしてその庇護下でポスト配分など利得を得たい)NAKを中心とする「抵抗勢力」、他方に新憲法の採用で権力分散を実現したいLDP、KANUを中心とする「改革派」、という2つの勢力が対立する構図がうまれた。加えて2004年6月にはキバキは覚書の履行に務めるどころか、野党のFORDピープルとKANUから「抵抗勢力」寄りの議員だけを選び分けて9名を閣僚に登用した。モイ期に行われた野党からの初の閣僚登用は、まだ、その野党(NDP)と与党(KANU)との合併を視野に入れたものであり、従来の、与党議員で内閣を構

成するという形式から大きく逸れないものであった。ところが、このキバキによる2004年の内閣改造以降、ケニアの内閣は、所属する政党には関係なく、大統領に近い路線をとるか否かで人事が決まる機関へと変容した。政党はこれによりいっそう選挙時の公認付与以外の機能が期待できない組織へと変わっていくことになった。

第5節 NARC とは何だったか——加速する政党の組み替え——

NARC の事実上の瓦解を決定的にしたのは、新憲法制定をめぐる確執であった¹²⁾。2002年末の段階で、ケニア新憲法の草案は、すでに作成がほぼ終了していた。しかし、上でみたようにNAK系の閣僚らは、キバキ政権発足後は手のひらを返したように大統領権力の縮小に難色を示すようになり、「首相職などの新設は不要」という主旨の発言が繰り返された（たとえば *Daily Nation*, 11, 13 September 2003）。結局、DP出身の司法大臣ムルンギの主導で、大統領権限を縮小しない内容にするための条項の修正がケニア新憲法の草案には次々と加えられていった。2005年に入ると国民投票に付するための「ケニア新憲法案」が発表されたが、それは大統領権力がほとんど縮小されない、「抵抗勢力」側だけに都合の良い作文と化したものであった。キバキはいち早く「新憲法案」に賛成との意向を表明した。NAK系議員と、非NDP系のKANU離党組がこれに加わり、賛成のキャンペーンを繰り返した。一方、「新憲法案」に反対の立場をとることで「改革派」の立場を貫いたのが、LDP系議員とKANUであった。国民投票の結果は、反対票が賛成票を約16ポイント上回って、否決、すなわち「改革派」の勝利に終わったのであるが、NARCかKANUかという、公的な帰属政党の別は、この「新憲法案」をめぐる先鋭な対立のなかで、ほぼ無意味化したのだった。

また、国民投票に至る経緯とその結果は、キバキがいまや自分の出身地とその隣接地域でしか確固たる支持を得ていず、このままでは全国8州のうち

5州以上での25%以上の得票を義務づける次回大統領選挙での再選はとうてい望めないことを明白に示し、政党や政党内派閥の再編を強く促した。この国民投票の結果を選挙区レベルでみたとき、賛成が反対を票で上回ったのは全国210選挙区の3分の1に満たず、加えて中央州全域と東部州中部、リフトバレー州中部という隣り合う3地域に明白に偏っていた。この3地域は、民族的にはキクユ人（キバキもキクユ人である）が選挙民の圧倒的多数を構成している。反対に、その3地域を除いたほぼ全土では、国会議員の立場が賛否どちらかにかかわらず、ほとんどの選挙区で反対票が賛成票を大きく上回った¹³⁾。すなわち投票の分布は、賛成票（キバキへの支持票という意味が生じていた）を投じた選挙民の帰属が、キバキの属する民族であるキクユにほぼ限定されていたことを如実に示すものであった。

否決に終わった国民投票結果は、「改革派」のLDP、KANU側にとっては、国民の多数派の支持を得たとのサインでもあった。とくに、賛成多数の選挙区がわずか63選挙区にとどまった上、キバキの出身地とその周辺に極端に集中したことは、キバキの正統性を弱めるに十分な働きをするものだった。

この国民投票をきっかけとして、以後は新憲法案への「賛成」「反対」両派を軸に新たな政党が編成されていった。そもそもケニア第9次国会（2002～07年）では、NARC議員が公的な帰属政党に関係なく自主的に与野党席に分かれて着席するという事態が常態化してきた。国会議長はこの傾向を「政治的遊牧主義」（Political Nomadism）と呼んで強く批判したが、モイ政権後期から一貫して「手続的残存」に無策だった過去を持つ同国会議長は、離党届の非提出というサボタージュを前に、ここでも何らの強制力も発揮しなかった（*Daily Nation*, 24 June 2005）。「遊牧主義」は強まる一方となった。

「新憲法案」への反対派つまり「改革派」は、国民投票のためのキャンペーン中から、国民投票で選挙管理委員会が制定した「反対」のシンボルマーク（オレンジだった）に由来して「オレンジ民主運動」（Orange Democratic Movement）を自称していた。オレンジのシンボルをそのまま生かす形で、最終的には2006年9月にケニア・オレンジ民主運動（Orange Democratic

Movement- Kenya : ODM) の名での政党登録が成立し、2007年大統領選挙ではライラ・オディングが同党の公認候補に擁立された。

一方、「新憲法案」への賛成派つまり「抵抗勢力」は、まず2006年3月に「ケニア全国虹の連合」(National Rainbow Coalition- Kenya : NARC ケニア) という新党を結成した。NARC ケニアの大統領選挙の公認候補は、キバキに事実上決定していた。キバキ内閣の当時の閣僚のほとんどが NARC ケニアに与し、一時 NARC ケニアはかなりの勢力を有した。

しかし、国民投票の時に賛成派に回った FORD ケニア以下その他の弱小政党に属する国会議員は、NARC ケニアに加入してまで共闘する意向は見せなかった。NARC ケニアは NARC のような大規模な選挙協力組織となることには失敗し、結局2007年になってさらに別個の選挙協力組織化を目指した PNU が発足した。この PNU が最終的にはキバキに大統領選挙、および国会議員選挙での公認を付与した。NARC ケニア、FORD ケニアだけでなく KANU も最終的には独自の大統領候補を出さず、大統領選挙ではキバキ (PNU) を支持する意向を表明したが、国会議員選挙では各政党はそれぞれの政党名で候補に公認を付与した。

一方 NARC からは、結社登録上の党首であったンギルほか数名のみが公認を受けて国会議員選挙に出馬するにとどまった。ンギルはまた大統領選挙においては ODM の公認を受けたライラ・オディングを支持する意向を表明し、2007年大統領選挙で NARC は公認候補を出さない運びとなった。2002年総選挙では NARC 公認を受けた現職大統領 (キバキ) は、わずか5年後の2007年総選挙では新党 PNU の公認を得て再選を目指し、現職国会議員の多くもまた NARC 公認を回避することになったのだった。

こうした政党の再編ぶりは、国会議員の補欠選挙の動向にも如実にあらわれていた。2002年の国会議員選挙で成立した第9次国会では、5年間で4人の KANU 議員、9人の NARC 議員が病気・事故などにより死亡し、1人の野党議員が当選無効判決を受けて議席を喪失した。これを受け、補欠選挙が2003年に3回、2004年と06年に2回ずつ、そして2007年に1回開催された。

2004年4月までは、補欠選挙の行われた6議席（すべてNARC議員の死亡によるものだった）に対し、すべてNARC公認候補が選出されている。選挙戦も一部の例外を除いて基本的にNARC候補とKANU候補の一騎打ちであった。

しかし、新憲法の草案の内容に手が加えられ、大統領権限の縮小を定めた条項が取り除かれていった2004年後半を過ぎると様相は一変した。「抵抗勢力」側に与していたNARC議員の死亡で開かれた同年12月の補欠選挙については、NARC公認候補を決める予備選挙で「改革派」のLDP党員が選ばれた。このためNARCの「抵抗勢力」側は、労働党（National Labour Party：NLP）という新党の公認を取らせる形で別の候補を擁立した。公式にはNARC対NLPで争われたこの国会議員補欠選挙は、NLP候補の勝利に終わったが、その意味するところは、「抵抗勢力」が「議席の維持に成功した」選挙だったのである。

「改革派」のLDP系議員の膝元、ニャンザ州で開かれた2006年3月の補欠選挙では、ついにLDPは独自候補を擁立し、死亡した「改革派」議員の「議席の維持」に動いた。NARC公認候補も出馬したが、LDP候補は得票率9割で大勝した。その後、2006年7月に5議席について行われた補欠選挙では、新党として登録を済ませたばかりだったNARCケニアが独自候補を擁立、3議席を獲得した（残る2議席はKANUが獲得した）。

なお、政党登録が2006年9月にずれ込んだODMは、2007年5月のコースト州で行われた補欠選挙でやはり独自候補を擁立した（次点で落選）。選挙結果を見てみると、当選者がシリキショ党（Shirikisho Party of Kenya）というコースト州の地域政党の公認を得ていたことはともかくとして、NARC公認候補は次点にも入らなかった。同日に行われた全国各地の地方議会議員の補欠選挙結果においても、当選者にNARC候補はいなかった。

結成時には大同団結と地域を越えた政治の実現という選挙民の夢を結集したNARCであったが、国政選挙における公認付与と政権交代を果たした2002年末以後はそれ以外の機能をほとんど果たすことがなかった。結局、

2007年総選挙では、NARC 公認を受けて大統領選挙に出馬する候補者すらあらわれなかった。また、2007年国会議員選挙により成立した第10次国会で同党は、議席数わずか3の弱小政党と化したのであった。

おわりに

1991年の複数政党制移行からほぼ10年を経た2002年末、ケニアの政党政治にNARC という組織が国会第一党として登場することになった。その制度的後ろ盾として大きな役割を果たしたのが1992年に新設された大統領選挙における当選要件、5州25%ルールだった。地盤が政党幹部の出身地に限られるような政党では大統領候補を当選させられないことが、1990年代にモイが連続して再選されたことにより証明された形となったケニアでは、モイの引退表明をきっかけに、政党の合併や、政党同士の大規模な選挙協力が成立するようになった。その中で最大の選挙協力組織となることに成功したのがNARC だった。NARC は政党として結社登録する道を選び、党のメンバーを基本的に政党単位とした。傘下の諸政党は解党することなく存続しつつ、候補たちは2002年総選挙においてはNARC 公認を受ける形で大統領・国会・地方議会議員選挙を戦った。結果NARC は単独で国会6割の議席を獲得してKANU を国会第二党に転落させ、NARC 公認を得たキバキも大統領選挙で当選した。ケニアでは、NARC という大規模な選挙協力組織によって、初めて選挙による政権交代が成立したのだった。

NARC はその後5年間、公式にはケニア国会で最大勢力を有する政党であり続けた。しかし一方、政権交代直後から意見対立を表面化させ、「内部」抗争に明け暮れたNARC は、結局、国政選挙での公認付与以外にはほとんど何らの機能も果たさない組織に墮した。このNARC の事実上の瓦解（そして、それと表裏をなす形式上の延命）にとって、法制度面でとくに重要だったのが、ケニアの離党規制であった。離党規制の存在により、いったんある政

党の公認を受けて国政選挙に当選した国会議員は、たとえ事実上その政党のメンバーとしての活動を停止していようと離党を正式に届けることはしなかった。届け出は議席の喪失を意味するからである。そのため、公式な国会党勢の議席数では、NARCは5年にわたって盤石な国会第一党であった。一方、2000年以降に起こった離党規制の形骸化により、ケニアの国会議員は、国会議長に離党届さえ提出しなければ、事実上どの政党に入ろうとも、手続き上は離党とは見なされず、議席も喪失しなくなった。この形骸化により、NARC公認を受けて当選した議員たちは、議席喪失のコストなく2007年総選挙に向けて新政党を結成し、事実上NARCから離党していった。

NARCが延命した要因について、カディマとオウオールが分析を加えた時点では、①離党規制が存在したこと、②選挙民のNARC支持が絶大なため、選挙対策の意味から「NARCを分裂させた」とのレッテルを貼られることを政治エリートたちが嫌ったこと、③NARCの公認を受けた国会議員であることで閣僚や公職への任命が得やすかったこと、の3点に整理された(Kadi-ma and Owuor [2006: 214-215])。しかし、覚書の不履行が明白になり、キバキ政権による新憲法案が国民投票で否決される流れの中で、「NARC支持が絶大」という状態は失われたとみてよい。またNARC国会議員といえども反キバキ派の議員は閣僚職を解かれ、逆にキバキ派であればKANUやFORDピープルなど野党の国会議員でも次々と閣僚に登用されていった。NARCへの帰属は、キバキ政権後半では閣僚や公職への任命を必ずしも意味しなかった。今整理するなら、NARCが5年間「持ちこたえた」のは、ひとえに国会議員が議席喪失を回避しようとしたためであったといえる。ケニアの離党規制の存在が、NARCの形式上の延命をもたらしたほぼ唯一の要因だったとみてよい。

では、このNARCという経験により、ケニアの政党政治はいかなる変容と遂げつつあるといえるだろうか。

かつて複数政党制復帰直後の10年間、KANUが与党であった時代のモイ政権では、野党からの議員の引き抜きが積極的に図られた。引き抜かれた議

員は10名以上にのぼった。議員たちはそれぞれの所属政党を離党し、いったん議席を喪失した上で、補欠選挙でKANUの公認を受けて当選を果たした。またKANU議員がモイを批判すれば停職処分となり、活動が制限された。そうした「補欠選挙の時代」は、モイの引退宣言と共に終わった。「NARC以後」のケニアの政党政治における諸政党は、内実は単なる選挙協力組織であれ、いったん登録を終え、国会議員たちがその公認を受けて当選してしまうと、次回総選挙まで公的には組織として消滅しない。ゆえに国会党勢もほとんど変動しない。議員も議席の喪失をおそれて、公的に離党届を提出しない。離党規制が形骸化しているため、議員はまた、公然と他の政党のメンバーとして活動することが可能であり、政党レベルでの党議拘束はほとんど観察されない。一方で、大統領が多数派工作のために自らの公認政党や国会党勢に縛られることなく野党国会議員を閣僚に指名することが、常態化しつつある。2000年からの10年弱のあいだにケニアにおける政党という結社は、国政選挙で公認を与えることにほぼ特化した組織へと急速に変容していったのである。

強大な権限を有する大統領が直接選挙で選出され、形骸化しつつも離党規制が残るのがこの時期の仕組みであった。大統領を当選させようとして総選挙ごとに大規模な選挙協力が模索され、選挙用の大政党が組織されるという2000年以後の流れはむしろ、制度とその運用がもたらした当然の帰結だったかもしれない。NARCにみられた大規模政党の事実上の短命化は、同党に特殊な出来事では終わらず、むしろ短命化を見越し選挙協力だけを結社の目的とするような政党の結成が繰り返される傾向が観察されている。2007年設立のPNUがその最たる例である。

本章の射程を外れるが、ケニアという場では、このようにNARCの機能が実のところ公認付与だけに矮小化されていったことが、大同団結の政治への期待の裏切り、キバキ政権の支持基盤のキクユ化、非キクユによるキクユ嫌いの蔓延へとつながる不幸な連鎖が発生し、2007年大統領選挙の失敗と大規模な選挙後の暴動、住民襲撃事件へと結びついていくことになった。その

ためケニアでは引き続き大統領の権力縮小も視野に入れた憲法見直しや、新設の「政党法」(Political Parties Act)の厳格適用などが模索されていくが、その行方を見定める作業は今後の課題に残されている。

[注] _____

- (1) 離党規制について詳細は津田 [2005] を参照されたい。
- (2) ただし、第1に合法政党が憲法でKANU一党のみと定められていた1982～91年は例外となる。また第2に、2008年には新法「政党法 (Political Parties Act)」が施行され、以後は新たな制度への移行期に入っている。
- (3) なお、結社として承認されるためには結社名、連絡先、所有地・建物などを記載した結社承認申請書と目的やメンバーシップなどを記載した結社規約の写しの提出が必須であった。結社法時代には、申請の却下・承認抹消について、結社承認担当官に絶大な裁量権が与えられ、とくに1990年代の複数政党制移行後の10年間は野党弾圧の一手段として運用されてきた。
- (4) ケニアの国政選挙には大統領選挙と国会議員選挙があり、地方議会議員選挙とあわせて一人一票のもとで同日に投票を行う総選挙の形式で、1960年代から基本的に5年おきに開催されてきた。大統領が直接選挙で選ばれる制度は1968年に制定された。大統領選挙では、当選要件として、国会議員の議席を有するとされた点の特徴である。ただし1980年代まではKANU党首のみが立候補してきたため、投票には一度も至ることがなかった。1990代以降は、与野党から複数の大統領候補が出馬し、投票が行われるようになった。一方、国会議員選挙では、小選挙区制が採用されている。この選出による国会議員の人数は、1960年代の158から1990年代には188議席に増加してきている(表1, 付表1, 2)。国会はこのほかに、大統領の直接任命による議員12人を加えて構成される。1990年代までは大統領指名議員の任命は大統領に一任されてきたが、2002年以降は、国会議員選挙結果で決まる国会党勢に従って割り当てられた人数分の名簿を各党が提出、大統領がそれを承認するのみとする運用が守られている。5年おきの総選挙のほかに、大統領はいつでも国会を解散することができる。一方国会は内閣不信任決議を行うことができるが、その場合は大統領が自ら辞任するか国会を解散するかを選択するため、国会は内閣不信任決議を行うことで自らの議席を失うリスクを負うことになる。
- (5) 詳細は津田 [2005] を参照されたい。
- (6) 他の手続き的残存の例については、津田 [2005] を参照されたい。
- (7) LDPは活動停止状態になっていた登録済みの政党を再興する形で政党化し、新規の政党登録は行われなかった。その他、政党登録について詳細は付表3

を参照されたい。

- (8) 実際、2007年選挙後暴力の和解調停によって連立政権を発足させることが決定した際、まず国会で行われたのが、連立政権に関する規定を書き込む憲法改正であった。憲法改正案は全会一致で採択された。当時の憲法では連立政権の可能性について不透明だと認識が国政エリートによって共有されていたことの現れといえる。
- (9) なお、2004年3月頃からキバキは、NARCは独立した政党のアンブレラ組織ではなく、参加政党の合併による政党組織になるべきだとの見解を表明するようになった。キバキが党首として率いてきたDPはNARC結成の主翼をなしたが、2002年総選挙後の第9国会における実質ベースの議席数(本文で見たように公認政党は全員NARC)は約20程度にすぎず、DPはNARCの傘を外れてしまうと野党のKANUの議席数にも満たない少数政党であった。キバキにとって、NARCの政党としての組織強化は、自分の実質的に所属するDPの少数性を覆い隠す、簡便な多数派工作だった。この路線の具体化のため、2004年初頭には、NARCのメンバーシップについて、政党単位だけでなく個人単位にも広げることが検討されはじめた。
- (10) 当時の法制度の下でケニア大統領が有していた強大な大統領権限は、憲法のさらなる民主化を目指して編まれていた新憲法草案(いわゆるガイ・ドラフト)。詳細は津田[2007]を参照)制定過程を始め、ケニアの各種民主化運動の中で継続的に問題視されてきていた。大統領権限にまつわって問題とされてきた主な事項は以下のとおり。(1)閣僚および副大統領の任免権が大統領一人に付与されていること(憲法第16・19・23条)、(2)憲法第59条に基づき、大統領が1983年の任期前解散など、いつでも望むときに国会を解散してきたこと、(3)憲法第58条と第59条に基づき、大統領が恣意的に国会の開会・閉会を宣言してきたこと、(4)憲法第41条の下、ケニア選挙管理委員会の委員長を含む全委員を、大統領が任命してきたこと、(5)地方行政が大統領府の直轄下に置かれ、大統領に任免される州・県知事が自州・県での野党側の選挙活動を治安を理由に拒否したり、政治集会の開催を許可しないなどしてきたこと、(6)大統領を解任する唯一の手段は、国会による政府不信任決議の採択であるが、その場合でも大統領はかならず辞任しなければならないのではなく、自身は在職したままで逆に国会を解散することができること(憲法第59条)。
- (11) 「抵抗勢力」について詳細は、津田[2007b]のとくに第2節を参照されたい。
- (12) 新憲法制定問題について詳細は、津田[2007a]を参照されたい。
- (13) 例外は、NAKを構成するFORDケニアの当時の委員長の地盤であった西部州ブンゴマ(Bungoma)県。国民投票結果の選挙区別内訳、国会議員の立場など、詳細については津田[2007a]を参照。

〔参考文献〕

＜日本語文献＞

- サルトーリ, ジョヴァンニ [2000] (岡沢憲美・川野秀之訳) 『現代政党学——政党システム論の分析枠組み——』 早稲田大学出版部。
- 津田みわ [1991] 「ケニアの閣僚構成——1974—90年——」 (『アジア経済』 第32巻 第8号 88-108ページ)。
- [1998] 「ケニア政治史年表」 (武内進一編 『現代アフリカの紛争を理解するために』 アジア経済研究所 197-259ページ)。
- [2002] 「ケニア政治史資料 (1998~2000年)」 (武内進一編 「アジア・アフリカの武力紛争——共同研究会中間報告——」 アジア経済研究所 235-308ページ)。
- [2005] 「離党規制とケニアの複数政党制——変質する権威主義体制下の弾圧装置——」 (『アジア経済』 第46巻11・12合併号 39-70ページ)。
- [2007a] 「キバキ政権誕生後のケニア憲法見直し問題——2004年新憲法案の国民投票否決を中心に——」 (『アジア経済』 第47巻第4号 41-73ページ)。
- [2007b] 「個人名の『裏書きされた』新憲法草案——ケニアにおける憲法見直しプロセスの頓挫と権力抗争——」 (佐藤章編 『統治者と国家——アフリカの個人支配再考——』 アジア経済研究所 85-126ページ)。
- [2009] 「暴力化した「キクユ嫌い」——ケニア2007年総選挙後の混乱と複数政党制政治——」 (『地域研究』 第9巻第1号 90-107ページ)。
- 松田素二 [1997] 「植民地支配の方程式」 (宮本正興・松田素二編 『新書アフリカ史』 講談社 304-314ページ)。
- [2000] 「日常的民族紛争と超民族化現象——ケニアにおける1997~98年の民族間抗争事件から——」 (武内進一編 『現代アフリカの紛争——歴史と主体——』 アジア経済研究所 55-100ページ)。

＜外国語文献＞

- Bennett, George [1966] “Kenya’s ‘Little General Election,’” *World Today*, 22(8), pp. 336-343.
- Commission of Inquiry into the Post Election Violence (CIPEV) [2008] *Commission of Inquiry into the Post Election Violence Final Report* (ケニア広報府サイトよりダウンロード <http://www.communication.go.ke/media.asp?id=739>——2008年10月24日閲覧)。
- Gertz, Cherry [1970] *The Politics of Independent Kenya 1963-8*, Nairobi: East African

- Publishing House.
- Ghai, Y. P., and J. P. W. B. McAuslan [1970] *Public Law and Political Change in Kenya: A Study of the Legal Framework of Government from Colonial Times to the Present*, Nairobi, London and New York: Oxford University Press.
- Goldsworthy, David [1982] *Tom Mboya: The Man Kenya Wanted to Forget*, Nairobi and London: Heinemann, New York: Africana Publishing Company.
- Hornsby, Charles [1989] “The Social Structure of the National Assembly in Kenya, 1963–83,” *Journal of Modern African Studies*, 27 (2), pp. 275–296.
- Human Rights Watch (HRW) [2008] *Ballots to Bullets: Organized Political Violence and Kenya’s Crisis of Governance* (HRW ウェブサイトよりダウンロード <http://hrw.org/reports/2008/kenya0308/kenya0308web.pdf> ——2008年3月18日閲覧).
- Independent Review Commission (IREC) [2008] *Report of the Independent Review Commission on the General Elections Held in Kenya on 27 December 2007* (ケニア広報府サイトよりダウンロード <http://www.communication.go.ke/media.asp?id=719> ——2008年10月24日閲覧).
- Kadima, Denis, and Felis Owuor [2006] “The National Rainbow Coalition: Achievements and Challenges of Building and Sustaining a Broad-Based Political Party Coalition in Kenya,” in Denis Kadima ed., *The Politics of Party Coalitions in Africa*, Auckland Park and Houghton: EISA and Konrad-Adenauer-Stiftung, pp. 179–221.
- Kanyinga, Karuti [2006a] “Governance Institutions and Inequality in Kenya,” in Society for International Development (SID), *Readings on Inequality in Kenya: Sectoral Dynamics and Perspectives*, Volume 1, Nairobi: Society for International Development Eastern Africa Regional Office, pp. 345–397.
- [2006b] “Ethnicity, Inequality and Public Sector Governance in Kenya,” in Yusuf Bangura ed., *Ethnic Inequalities and Public Sector Governance*, London: UNRISD, pp. 261–281.
- Kiai, Maina [2008] “The Political Crisis in Kenya: A Call for Justice and Peaceful Resolution,” *Review of African Political Economy*, 35 (115), pp. 140–144.
- Klopp, Jacqueline M. [2001] “‘Ethnic Clashes’ and Winning Elections: The Case of Kenya’s Electoral Despotism,” *Canadian Journal of African Studies*, 35 (3), pp. 473–517.
- Klopp, Jacqueline M., and Prisca Kamungi [2008] “Violence and Elections: Will Kenya Collapse?” *World Policy Journal*, 24 (4), pp. 11–18.
- Low, D. A., and Alison Smith eds. [1976] *History of East Africa*, Volume III, Oxford: Clarendon Press.
- Nasong’o, Shadrack Wanjala [2005] *Contending Political Paradigms in Africa: Rational-*

- ity and the Politics of Democratization in Kenya and Zambia*, New York and London: Routledge.
- National Election Monitoring Unit (NEMU) [1993] *The Multi-Party General Elections in Kenya: 29 December, 1992: The Report of the National Election Monitoring Unit (NEMU)*, Nairobi: NEMU.
- Ogot, Bethwell A. [1981] *Historical Dictionary of Kenya*, Maryland: Scarecrow Press.
- Republic of Kenya [1970] *Societies Act*, (Revised edition).
- Rutten, Marcel, Alamin Mazrui and Francois Grignon eds. [2001] *Out for the Count: The 1997 General Elections and Prospects for Democracy in Kenya*, Kampala: Fountain Publishers.
- Sanger, Clyde, and John Nottingham [1964] "The Kenya General Election of 1963," *Journal of Modern African Studies*, 2(1), pp. 1-40.
- Throup, David W., and Charles Hornsby [1998] *Multi-Party Politics in Kenya: The Kenyatta and Moi States and the Triumph of the System in the 1992 Election*, Oxford: James Currey, Nairobi: East African Educational Publishers, Athens: Ohio University Press.
- Verdier, Isabelle ed. [2001] *Kenya The Top 100 People*, Paris: Indigo Publications.
- Widner, Jennifer A. [1992] *The Rise of a Party-State in Kenya: From Harambee! to Nyayo!* Berkeley, Los Angeles and Oxford: University of California Press.

<定期刊行物>

Daily Nation

East African Standard

Saturday Nation

Sunday Nation

Standard

<インターネット>

Daily Nation online (<http://www.nationmedia.com/dailynation/nmgindex.asp>)

Electoral Commission of Kenya (<http://www.eck.or.ke/elections2007>)

KenyaElections.com (<http://www.kenyaelections.com/kenya-election-database/>)

Office of Public Communications- Office of Government Spokesman (<http://www.communication.go.ke/>)

Official Website of Statehouse, Kenya (<http://www.statehousekenya.go.ke/>)

Saturday Nation online (<http://www.nationmedia.com/dailynation/nmgindex.asp>)

Standard online (<http://www.eastandard.net/>)

Sunday Nation online (<http://www.nationmedia.com/dailynation/nmgindex.asp>)

付表1 第1次国会（1963～69年）党別議席数^{1) 2)}

〈下院〉	1963年		1964年	1966年		
	5月 普通 選挙後	12月 ケニア 独立時	11月 KADU 解散時	4月 KPU 結成 直後	6月 補欠選挙 結果	7月～
KANU	83	98	129	1	13	122
KADU	33	26	-	-	-	-
APP	8	0	-	-	-	-
KPU	-	-	-	19	7	7
未確定	5	5	n.a.	n.a.	-	n.a.
合計	129	129	129	129	20	129
〈上院〉						
KANU	20	23	41	31	8	39
KADU	16	5	-	-	-	-
APP	2	0	-	-	-	-
KPU	-	-	-	10	2	2
未確定	3	3	n.a.	n.a.	-	n.a.
合計	41	41	41	41	10	41

（出所） *Daily Nation*, 28, 29 May 1963, 27, 28, 29 June 1966, Sanger and Nottingham [1964: 2, 33-37], Goldsworthy [1982: 243-246], Bennett [1966: 340-343], Throup and Hornsby [1998: 13-15] より筆者作成。

（凡例） 政党の正式名称は以下の通り。KANU：Kenya African National Union。KADU：Kenya African Democratic Union。APP：African People's Party。KPU：Kenya People's Union。「-」は政党の未結成、解散、合併などにより当該政党の公認候補がゼロであったことを示す。「0」は当該政党の公認候補が国会議員選挙に立候補したものの当選者がいなかったことを示す。

（注） 1）議席数は、普通選挙での選出議員と特別選出議員の双方を含む。第1回普通選挙（1963年5月実施）の後に開催された選挙人団による選挙により、第1次国会の下院の特別選出議員には、ヨーロッパ系3名、アジア系2名、アフリカ系7名が選出された（Low and Smith eds. [1976: 560]；Ghai and McAuslan [1970: 313-315]）。政党別にみると、KANUが11議席、KADUが1議席、APPが0議席となっている。なお、特別選出議員の選出方法には、独立以前の立法評議会（Legislative Council）に1958年に設けられたエスニックな割当議席制度が踏襲された。独立以前の割当議席制度とは、ヨーロッパ系、アジア系、アラブ系、アフリカ系の4カテゴリーごとに議席を割り当てるもの（順に4, 3, 1, 4議席。立法評議会選挙で当選した議員が選挙人団を作る形で選出していた）であった。独立によってこのエスニックな割当議席は廃止されたが、選挙人団による選出制度は継続した。

2）1964年以後の上下院における選挙未実施の選挙区数が不明のため、便宜的に国会議員数の合計から野党議員数を引いた議席をKANU議席とした。

付表2 第2～6次国会（1969～91年）党別議席数¹⁾

	第2次 1969年12月～	第3次 1974年10月～	第4次 1979年11月～	第5次 1983年9月～	第6次 ²⁾ 1988年3月～
KANU	170	170	170	170	200
合計	170	170	170	170	200

（出所） *Daily Nation* 各号, *Standard* 各号, 津田 [1998] より筆者作成。

（注） 1）上下二院制は、1967年12月の憲法改正で廃止され、一院制に移行した。特別選出議員の制度は、1968年7月の憲法改正で廃止され、新たに大統領に12名の国会議員任命権が付与された。第2～8次国会まで全ての大統領指名議員は、KANUに所属した。本表で示した議席数は、いずれも選挙区での選出議員数と大統領指名議員12名を合計したものの。

2）国会議員の選挙区が細分化され、1988年国会議員選挙での選挙区数は30増の188となった。大統領指名議員数12に変更はなし。

付表3 政党名などの略語（アルファベット順）

CCU	Chama Cha Uzalendo. 政党。2002～07年の間に政党登録された。公認付与を除く活動実績はみられない。2007年国会議員選挙で公認候補2名が当選。
DP	Democratic Party of Kenya. 政党。1991年結成。初代委員長はキバキ Mwai Kibaki。1992年に国会第4党。1997年に国会第2党。2002年にSDPのNPK派およびFORD ケニアと選挙協力を約してNAKを結成。後にNARCを結成。地盤はメル人、エンブ人富裕層および中央州とナイロビのキクユ人富裕層。2007年大統領選挙ではキバキ（PNU）を支持。2007年国会議員選挙で公認候補2名が当選。
FORD	Forum for Restoration of Democracy. 民主化運動組織。1991年の複数政党制化を受けて政党化。初代副大統領オディング Oginga Odinga らが中核。大統領候補の選定をめぐる派閥抗争が激化し、1992年の総選挙を前にFORD ケニアとFORD アシリに分裂。オディングはFORD ケニアに与し、大統領候補となる（落選）。FORD アシリからはさらにFORD ピープルが分裂。
FORD-A (F-A)	Forum for the Restoration of Democracy - Asili. 政党。FORD 分裂により生（FORD アシリ）まれた政党の一つ。1992年に政党登録。マティバ Kenneth Matiba が初代委員長。1992年に国会第2党。分裂によりFORD ピープル、サバサバ・アシリの結成を経て活動衰退。1997年、2002年、2007年国会議員選挙でそれぞれ公認候補1名が当選。

FORD-K (FORD ケニア) (F-K)	Forum for Restoration of Democracy- Kenya. 政党。FORD 分裂により生まれた政党の一つ。1992年に政党登録。オデインガが初代委員長。1992年に国会第3党。分裂により SDP, NDP, SAFINA の結成を経て1997年に国会第4党。96年のオデインガ死亡後、歴代委員長は西部州出身ルイヤ人。2002年に DP および SDP の NPK 派と選挙協力を約して NAK を結成。後に NARC を結成。2006年頃から内部抗争により一部が NARC ケニアに与し、2007年には一部が新党 New F-K を結成して分裂。地盤は西部州、ルイヤ人。2007年大統領選挙ではキバキ (PNU) を支持。2007年国会議員選挙で公認候補1名が当選。
FORD-P (FORDピープル) (F-P)	Forum for the Restoration of Democracy for the People. 政党。FORD アシリの分裂により生まれた政党の一つ。1997年に政党登録。1997年国会議員選挙で3議席獲得。2002年総選挙ではいったん参加を表明した NARC からすぐ脱退し独自候補を擁立、大統領候補は3位で落選。2002年に国会第3党。2007年大統領選挙ではキバキ (PNU) を支持。2007年国会議員選挙で公認候補3名が当選。
FOREPA	Forum for Republican Party. 政党。公認付与を除く活動実績はみられない。2007年国会議員選挙で公認候補の当選はゼロ。
KADDU	Kenya African Democratic Development Union. 政党。1997～2002年の間に政党登録された。2007年国会議員選挙で公認候補1名が当選。
KADU-ASILIL (KADU アシリ) (KADU-A)	Kenya African Democratic Union - Asili. 政党。2002～07年の間に政党登録された。公認付与を除く活動実績はみられない。2007年国会議員選挙で公認候補1名が当選。
KANU	Kenya African National Union. 政党。1960年結成。1963～2002年与党。ケニヤッタ Jomo Kenyatta、モイ Daniel arap Moi が歴代委員長。2002年に分裂（主勢は離党して LDP を結党）、大統領選挙では次点落選、国会議員選挙で68議席を獲得し結成以来初めて国会第2党に転落した。第3代委員長はケニヤッタの実子ウフル Uhuru Kenyatta。2007年大統領選挙ではキバキ (PNU) を支持。2007年国会議員選挙で公認候補14名が当選し、国会第4党。
KENDA	Kenya National Democratic Alliance. 政党。1992年に政党登録。2007年国会議員選挙で公認候補1名が当選。
LDP	Liberal Democratic Party. 政党。政党登録は1997～2002年の間。2002年に KANU 分派の受け皿として再興。2002年大統領選挙にあたっておこなわれたモイによるウフル擁立に反発する勢力が KANU から分裂して LDP に加盟したもの。分裂を主導したのはライラ・オデインガ Raila Odinga。続いて NAK と選挙協力を約して NARC を結成。
LPK	Labour Party of Kenya. 政党。公認付与を除く活動実績はみられない。2007年国会議員選挙で公認候補の当選はゼロ。
MGPK	Mazingira Greens Party of Kenya. 政党。前 Liberal Party of Kenya。2002～07年の間に現名称に改称。公認付与を除く活動実績はみられない。2007年国会議員選挙で公認候補1名が当選。
NAK	National Alliance Party of Kenya. 選挙協力組織。2002年に SDP の NPK 派、FORD ケニアおよび DP が結成した選挙協力組織。後に LDP とともに NARC を結成。2002年の NARC 政党登録にあたって、NAK を改称する形で NARC を政党登録したため、NAK 名での政党登録は消滅した。

NARC	National Rainbow Coalition. 選挙協力組織。後に政党。2002年に DP, SDP の NPK 派, FORD ケニア (これら3党は選挙協力組織 NAK をつくっていた), および LDP が中心となって結成。NAK を改称する形で2002年に政党登録。2002年に与党。2003年前半から大統領権力の縮小とポスト配分をめぐる、ライラを中心とする改革派の ODM ケニアとキバキ大統領を中心とする「抵抗勢力」の NARC ケニアに事実上分裂。政党登録上の NARC 委員長ンギル Charity Ngilu は2007年総選挙直前にライラらの率いる ODM への移籍を発表。2007年大統領選挙ではライラ (ODM) を支持。2007年国会議員選挙で公認候補3名が当選。ンギルは NARC 公認の形で再選を果たした。
NARC KENYA (NARC ケニア) (NARC-K)	National Rainbow Coalition- Kenya. 政党。2006年結成, 政党登録。NARC の内部抗争により生まれた。大統領権力の縮小を良しとせず, 優遇的なポスト配分を享受する「抵抗勢力」派閥が, 改革派の動きに抗して結成した政党。キバキ側近らが中核。地盤は, キバキの地元とその周辺 (DP 地盤と同じ) にはほぼ限定されていたとみられる。2007年大統領選挙ではキバキ (PNU) を支持。2007年国会議員選挙で公認候補4名が当選。
ND	New Democrats. 政党。公認付与を除く活動実績はみられない。2007年国会議員選挙で公認候補の当選はゼロ。
NDP	National Development Party of Kenya. 政党。1992年に政党登録。FORD ケニア分裂により生まれた政党の一つ。ライラを中心とする分派の受け皿として1996年に再興した。1997年に国会第3党。委員長はライラ。2002年に KANU に吸収合併されるが, KANU 内でライラ率いる大派閥を形成。同派は2002年総選挙直前に KANU から分離して LDP を結成, 後に NARC を結成した。地盤はニャンザ州, ルオ人。
NFK (New F-K)	New Ford Kenya. 政党。FORD ケニア委員長コンボ Musikari Kombo への反対勢力の一部であったシタンダ Soita Shitanda が2007年3月5日に結成。2007年大統領選挙ではキバキ (PNU) を支持。2007年国会議員選挙で公認候補2名が当選。
NKAPK (KANU ビウオット派) (New KANU)	New KANU Alliance Party of Kenya. 政党。2002年以後の KANU の派閥抗争においてウフルの全国委員長就任を認めずビウオット Nicholas Biwott を委員長と宣言した KANU 分派が結成した受け皿政党。ただし2007年までにこの派閥抗争はビウオット派がウフルの委員長就任を認める形で終息。ビウオットらは2007年国会議員選挙で主に KANU 公認を受けて出馬した。公認付与を除く活動実績はみられない。2007年国会議員選挙で公認候補の当選はゼロ。
NLP	National Labour Party. 政党。1997~2002年の間に政党登録。2007年国会議員選挙で公認候補1名が当選。
NPK	National Party of Kenya. 政党。1997年に政党登録。2001年に SDP のンギルが事実上移籍, SDP 分派の受け皿として再興。2002年に DP および FORD ケニアと選挙協力を約して NAK を結成。政党登録上で NPK を改称して NAK が登録された。NAK は後に NARC を結成。2002~07年の間に NPK としてふたたび政党登録。2007年国会議員選挙での当選者はゼロ。
NRPP	National Renewal People's Party. 政党。公認付与を除く活動実績はみられない。2007年国会議員選挙で公認候補の当選はゼロ。

ODM	Orange Democratic Movement。政党。2005年に政党登録されたまま放置されていた組織を2007年にライラらが再興。2005年の登録名称は Orange Democratic Movement Party of Kenya。再興にあわせて現名称に改称。「オレンジ」の名は「抵抗勢力」作成の非改革的な新憲法案への国民投票 (2005年実施)の際、「反対」のシンボルにオレンジの絵が使われたことに基づく (国民投票は「反対」で決着)。2007年大統領選挙には、ライラ (ODM) を擁立。選挙で2位落選と発表され、国際調停団を交えた調停会合の結果、首相職が新設されライラが就任した。2007年国会議員選挙で公認候補99名が当選し、国会第1党。
ODM-K (ODM ケニア)	Orange Democratic Movement-Kenya。選挙協力組織。後に政党。2006年結成、政党登録。結成段階では、NARC、FORD ケニア、KANU などの改革派を結集する超党派の選挙協力組織。キバキ (NARC) を中心とする派閥が、選挙前の政党間取り決め反して大統領権力の縮小に抗したことへの反発が求心力であった。ライラ、ムシオカ Kalonzo Musyoka、ウフルらが中核だったが、その後ウフルが脱退し、次にライラら幹部のほとんどが脱退 (ODM に移籍) し、2007年後半以後はムシオカとその派閥だけが残存した。2007年大統領選挙には、ムシオカ (ODM) を擁立 (3位落選)。2007年国会議員選挙で公認候補16名が当選し、国会第3党。主な基盤は東部州。
PDP	People's Democratic Party。政党。2002~07年の間に政党登録。公認付与を除く活動実績はみられない。2007年国会議員選挙で公認候補1名が当選。
PICK	Party of Independent Candidates of Kenya。政党。1992年に政党登録。1992年国会議員選挙で1名当選。2007年国会議員選挙で公認候補2名が当選。
PNU	Party of National Unity。政党。2007年結成。現職大統領キバキに2007年大統領選挙の公認を与える母体として政党登録された組織。キバキ支持を表明した主な政党は、DP、FORD ケニア、New F-K、NARC ケニア、SAFINA、KANU、シリキショ。ただし、国会議員選挙・地方議会議員選挙ではPNUとしての統一候補の擁立は一部にとどまった。2007年大統領選挙にはキバキを擁立。キバキ当選と発表されたことに対し選挙での不正疑惑が指摘され、結果受け入れをめぐって国際調停団を交えた調停会合が開かれたが、大統領にはキバキが就任した。2007年国会議員選挙で公認候補43名が当選。国会第2党。
PPK	People's Party of Kenya。政党。1997年に政党登録。公認付与を除く活動実績はみられない。2007年国会議員選挙で公認候補1名が当選。
SAFINA (サフィナ)	Safina Party。政党。1995年結成。FORD ケニアの分派の一部が合流。モイ政権による活動妨害があり政党登録は1997年。1997年に国会第6党。2002年大統領選挙ではキバキ (NARC) を支持するもの、国会議員選挙では独自候補を擁立し2名当選、国会第4党。2007年大統領選挙ではキバキ (PNU) を支持。2007年国会議員選挙で公認候補5名が当選、国会第5党。
SDP	Social Democratic Party。政党。1992年に政党登録。1997年にFORD ケニア分派の受け皿として再興。1997年に国会第5党。内部抗争が続き、ンギル (1997年大統領選挙のSDP公認候補、5位で落選) 以下、東部州出身の主勢はNPKに事実上移籍。SDP残留組の間でも内部抗争が続くが、2002年に主勢力がNARCに参加。2002年国会議員選挙以後は議席ゼロ、活動衰退。

SKSPK (SKS)	Sisi kwa Sisi Party of Kenya. 政党。1997～2002年の間に政党登録。2002年国会議員選挙で2名当選。2007年国会議員選挙では公認候補2名が当選。
SPK (シリキシヨ) (Shirikisho)	Shirikisho Party of Kenya. 政党。1997年に政党登録。1997年国会議員選挙で1名当選。2002年大統領選挙ではキバキ (NARC) を支持するものの、国会議員選挙では他政党の予備選落選者を中心に独自候補を擁立し、国会議員選挙で公認候補1名が当選。2007年大統領選挙ではキバキ (PNU) を支持。2007年国会議員選挙での当選者はゼロ。主な地盤は海岸州。
TIP	The Independent Party. 政党。ンディレ Kalembe Ndile が2007年9月に結成。ただしンディレ本人は2007年国会議員選挙にPNU公認で出馬した(次点で落選)。公認付与を除く活動実績はみられない。2007年国会議員選挙で公認候補の当選はゼロ。
UDM	United Democratic Movement. 政党。2002～07年の間に政党登録。公認付与を除く活動実績はみられない。2007年国会議員選挙では公認候補1名が当選。
WCP	Workers Congress Party of Kenya. 政党。公認付与を除く活動実績はみられない。2007年国会議員選挙で公認候補の当選はゼロ。

(出所) 以下の資料に基づき筆者作成。

津田 [1998, 2002, 2005]。 *Daily Nation* 各号。

ケニア選挙管理委員会ウェブサイト

(<http://www.eck.or.ke/downloads/politicalparties.pdf> アクセス日2008年2月26日)。

KenyaElections.com ウェブサイト

(<http://www.kenyaelections.com/kenya-election-database/> アクセス日2008年2月5日) “Report 10 – Summary Details of Kenya Political Parties 2007 Kenya Parliamentary Elections”。

(注) 政党名の最上段の略語は2008年2月時点でケニア選挙管理委員会に届けられていたもの。なお、本章ではこの略称のほかに(1)見分けやすさを考慮したカタカナ混じりの略称、(2)掲載スペースを考慮したさらに短い略称も用いた。それらについて本付表でカッコして併記した。